

私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会細則

(根拠)

第1条 私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会会則（以下「会則」という。）第4条2項に基づき、本細則を定める。

(総会議長の選出)

第2条 会則第5条に定める総会の議長は、阪神地区協議会役員校ローテーション関係資料により選出するものとする。

(役員校の選出)

第3条 会則第7条に定める役員校の選出は、次のとおりとする。

- (1)会則第7条 第1項 第1号、第3号、第4号の役員校は阪神地区協議会役員校ローテーション関係資料によるものとする。
- (2)会則第7条第1項 第2号の役員校は前理事校とする。

(運営委員会)

第4条 会則第8条に定める運営委員会の委員は、同条第2項に定める役員校等から選出された各1名の委員をもって充てるものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、委員以外の加盟校図書館員の出席を求めることができる。

(研究会・連絡会・委員会)

第5条 会則第10条 第1項に基づく研究会等の規則は、別に定めることができるものとする。

(会費)

第6条 会則 第11条に定める会費は次のとおりとする。

- (1)会費は、1校につき年額10,000円とする。
- (2)前号にかかわらず必要と認めた時は、総会の了承を得てその年度の会費を変更することができる。
- (3)臨時に徴収する会費は、運営委員会においてその都度定める。

(改廃手続)

第7条 この細則の改廃は、会則第5条に定める総会の議により行う。

附則

この細則は、2003年4月1日から施行する。

この細則は、2010年5月27日から改正施行する。

この細則は、2020年2月21日から改正施行する。